

件名	愛媛県公益認定等審議会条例
主管課	私学文書課
根拠法令等	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号） 関係条文は平成20年12月1日施行）
<p>【制定の理由】 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行により、知事が一般社団法人及び一般財団法人（現行の社団法人及び財団法人も対象）の公益性の認定、変更の認定、命令、公益認定の取消しに関する処分を行おうとするときにあらかじめその意見を聴かなければならないものとされた審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項について、県の条例で定めなければならないものとされたため。</p>	
<p>【条例の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 組織 委員3人以上5人以内で組織 2 委員 <ul style="list-style-type: none"> ・人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命 （弁護士1人、公認会計士1人、学識経験者3人を予定） ・任期 3年（再任可） ・身分保障 心身の故障、職務上の義務違反又は非行が無い限り、罷免されない。 ・守秘義務 ・政治的活動の制限 3 会長 委員の互選により定める。 4 専門委員 専門の事項を調査するため知事が設置できる。 5 部会 <ul style="list-style-type: none"> ・審議会に部会を設置できる。 ・部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選任する。 6 会議 <ul style="list-style-type: none"> ・委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。 ・議事は、出席した委員の過半数で決する。 ・会議は、公開しない。 	
施行日	平成20年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>公益法人制度改革について</p> <p>一般社団法人、一般財団法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記により設立可 ・剰余金の分配は不可 ・行政庁による監督なし <p>公益社団法人、公益財団法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政庁による認定が必要（行政庁は審議会の意見に基づき認定する） ・一定の税優遇措置有り ・行政庁による監督あり <p>現行の社団法人、財団法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例民法法人として存続（平成20年12月1日～平成25年11月30日（5年間）） ・行政庁の認可により、一般社団法人、一般財団法人に移行 ・行政庁の認定（審議会の意見を聴く）により、公益社団法人、公益財団法人に移行 ・5年間は何度でも申請可能。5年後までに認可・認定されない場合は解散 	